**仕　様　書**

１事業名　　　新庄庁舎複写機の長期リース契約

２契約期間　　令和8年3月1日から令和13年2月28日まで（60ヶ月）

３物件毎の詳細

　（各機器の詳細仕様については、別紙「機器仕様書」参照のこと。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 設置場所 | 台数 | 月間使用  予定枚数（6台計） | 既設機器 | 直近12ヶ月間における1ヵ月平均使用枚数 |
| 1 | 葛城市柿本166  葛城市役所 新庄庁舎  1F　地域包括支援課 | 1台 | モノクロ 　 87,250枚  2色　　 　2,500枚  フルカラー 22,830枚 | SHARP MX-6171 | モノクロ　31,000 枚  カラー 　　3,200 枚  モノカラー 400 枚 |
| 2 | 葛城市柿本166  葛城市役所 新庄庁舎  2F　環境課 | 1台 | モノクロ　12,000枚  カラー 　　6,500枚  モノカラー 400 枚 |
| 3 | 葛城市柿本166  葛城市役所 新庄庁舎  3F　企画政策課 | 1台 | モノクロ　15,000枚  カラー　 　7,500枚  モノカラー 400 枚 |
| 4 | 葛城市柿本166  葛城市役所 新庄庁舎  4F　管財課 | 1台 | モノクロ　19,000枚  カラー　　 5,000枚  モノカラー 1,300枚 |
| 5 | 葛城市柿本166  葛城市役所 新庄庁舎  5F　議会事務局 | 1台 | SHARP MX-2631 | モノクロ　 950枚  カラー　　 600枚 |
| 6 | 葛城市柿本166  葛城市役所 新庄庁舎  1F　総合窓口課 | 1台 | SHARP MX-4151 | モノクロ 　9,300枚  カラー　　 30枚 |

４機器性能、規格等

　別紙「機器仕様書」に示す性能、規格等の条件を満たすものであること。

５保守ｻｰﾋﾞｽ条件

　（１）故障の連絡を受けた際は、迅速に適切に対応すること。

　（２）使用済み消耗品、不要部品等は交換を行った当日に持ち帰ること。

　（３）機械の保守点検及び修理において、テストプリントを行った際に

使用した枚数は、1ヶ月の使用枚数から除くものとする。

６その他

　（１）見積額には機器の搬入、据付、調整、既設機器の撤去（必要な場合）、入れ替えにかかる費用、機器使用料及びメンテナンスにかかる技術員の基本料、出張費、部品・トナー等の消耗品（用紙・ステーブル針は除く）その他諸経費等一切を含めること。

　（２）適切な操作方法の指導を行うこと。

　（３）複合機に必要となる消耗品等を円滑に供給すること。

（４）複合機を令和8年3月1日に正常に稼動できるように設置すること。

（５）既設機器の設置業者と連絡調整のうえ、責任をもって機器の

入れ替えを行うこと。

　（６）上記の「直近12ヶ月間における1ヶ月平均使用枚数」及び「月間使用予定枚数」は、あくまで参考数値であり、契約後における1ヵ月の使用枚数を保障するものではない。

　（７）落札後、入札書に記載された内訳単価（小数点以下第２位まで）に消費 税及び地方消費税を加算した金額を契約単価とし、契約を締結するものとする。

（８）請求金額は、契約単価に使用した枚数を乗じた金額とし、１円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てるものとする。

（９）ネットワーク環境を設定し、新庄庁舎内のパソコン約300台（※台数は目安であり、数が前後する場合があります。）に対して、複合機のドライバーをインストールし、動作確認をすること。なお、職員側で簡易にインストールできるようIPアドレス等の設定情報を埋め込んだ状態のドライバーが提供できる場合は、ドライバーの提供をもって設定作業の代わりとすることができる。作業する際に必要となる情報は当市から提供する。

（10）ドライバーインストール、プリンタ及びスキャナー機能の設定方法について、取扱説明書とは別に、簡潔なマニュアル（管理者メニューより行う操作についても記載すること）を作成すること。

（11）設置及び初期設定（複合機のIPアドレス、FAX短縮番号登録等）にかかる費用を負担すること。

（12）複合機のメーカーについては国内メーカーに限るものとする。